



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

「経済危機対策」税制が出されました

平成 21 年 6 月 19 日「経済危機対策」(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)に基づき、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、以下の措置が決められました。(国会で成立しました。)

1. 住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、20 歳以上の者がその直系尊属(父母、祖父母など)から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、当該期間を通じて 500 万円まで贈与税を課さないこととします。

暦年課税

【改正前】	基礎控除 110 万円
【改正後】	基礎控除 + 非課税枠 110 万円 (500 万円) 合計 610 万円

相続時精算課税

特別控除(住宅特例を含む) 3500 万円
特別控除(住宅特例を含む) 3500 万円 + 非課税枠(500 万円) 合計 4000 万円

(注) 適用対象となる住宅取得等の範囲は、現行の住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例と同様に、居住用家屋と同時に取得する敷地および居住用家屋の増改築を含みます。

2. 中小企業の交際費課税の軽減

資本金 1 億円以下の法人に係る交際費課税について、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度(注 1)から、定額控除限度額(注 2)を **400 万円から 600 万円に引き上げます**

(注 1) 既に申告している場合であっても、改正後の措置が適用になります。

(注 2) 定額控除限度額に達するまでの交際費金額の 90%を損金算入できます。

3. 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21 年度、22 年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成 21 年度、22 年度に生ずる税額控除限度超過額について、平成 23 年度、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とします。

控除の上限額

【改正前】	法人税額 × 20% 試験研究費の一定割合を税額控除する際、控除の上限額が設定されています。
【改正後】	法人税額 × 30% (平成 21・22 年度の特例)

控除限度超過額の取扱い

翌期の法人税額から控除可能 (注) 控除しきれなかった場合、その金額は翌期に発生した控除対象額と合わせて、法人税額の 20%まで控除できます。
平成 21・22 年度発生分については、平成 24 年度までの法人税額から控除可能この場合の控除の上限額は法人税額 × 30%